

## 変更点2. 医療費控除の特例ができました（セルフメディケーション税制）

**セルフメディケーション税制**とは、日頃から予防接種などで**健康管理の取組**を行い、軽い身体の不調は市販薬を使い自分で手当てすることを勧める目的で創られた制度です。このような取組を行う人が、自分や生計同一の家族のために**対象となる市販薬（スイッチOTC医薬品）**を購入した場合、年間の購入合計額から12,000円を差し引いた額を所得から控除します。（控除上限額88,000円）

平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入したスイッチOTC医薬品が対象で、その年ごとに申告が必要です。**平成30年度（平成29年分）の申告から適用されます。**

**なお、今までの医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできませんので、どちらか一方を申告者が選ぶことになります。**

### ●医療費控除の計算式（控除上限額200万円）

$$\text{控除額} = \text{年間に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} - 10\text{万円}$$

（所得額200万円未満の場合は所得額×5%）

### ●セルフメディケーション税制の計算式（控除上限額88,000円）

$$\text{控除額} = \text{スイッチOTC医薬品の年間購入額} - 12,000\text{円}$$

### 申告に必要なものは？

- 医療費控除の明細書
  - 健康管理の取組を行ったことが分かる書類
- 例：予防接種の領収書原本、健診の結果通知表のコピー。  
（結果通知表の結果部分は不要ですので、結果部分を黒塗りなどしたコピーでかまいません。なお、取組にかかった費用は、控除の対象にはなりません。）

### 健康管理の取組とは？

下記のうちいずれか1つを各年に受けることをいいます。

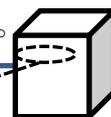
**申告者が取組を行っていることが条件となります。**

家族の取組の有無は問いません。

- ✓ インフルエンザ予防接種又は定期予防接種
- ✓ 市町村が行うがん検診
- ✓ 職場で受ける定期健康診断
- ✓ 特定健康診査（メタボ健診）又は特定保健指導
- ✓ 保険者（加入している健康保険組合など）が実施する人間ドックや各種健（検）診

### 「スイッチOTC医薬品」とは？

これまで医師が処方していた医薬品をドラッグストア等で購入できるようにしたものです。対象商品や領収書の多くには、マークや目印が付いています。



このマークが商品に記載されています。商品により、マークの大きさ、色又は記載箇所などが異なります。

領収書は、申告者が申告期限から5年間保管してください。なお、領収書には、**商品名、金額、販売店名、購入日、セルフメディケーション税制対象であること**の明記が必要です。

ドラッグ△△ 領収書	
□年□月□日	
●はセルフメディケーション税制対象商品です	
●胃薬	1,080円
マスク	324円
合計	1,404円
(内税)	104円